

2025 年度 花の木中学校 P T A 第 1 回定期総会議案書

日時…2025 年 5 月 12 日（月）16 時 00 分より

会場…ふじみ野市立花の木中学校 体育館

総会次第

1. 開会の言葉
2. P T A 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 定足数の確認並びに表決件数の発表
5. 議長ならびに書記の指名
6. 審議事項
第 1 号議案 2024 年度 決算報告・会計監査報告
第 2 号議案 2025 年度 活動計画（案）承認に関する件
第 3 号議案 2025 年度 会計予算（案）承認に関する件
第 4 号議案 その他
7. 新役員あいさつ
8. その他報告事項
9. 閉会の言葉

【 総会開催要件となる定足数の確認 】

会員総数 名 ・ 出席者数 名 ・ 委任状 通

【 委 任 状 数 】

【有効委任状数 票】 ・
会 長 票 ・ 氏 票
氏 票 ・ 氏 票
氏 票 ・ 氏 票

【運営委員会】

5 月 15 日	第 1 回	・各学年委員・委員長・副委員長の自己紹介 ・本部および市 P 連報告 ・学校より報告
7 月 18 日	第 2 回	・各学年・委員会報告、本部および市 P 連報告 ・学校より報告 ・P T A 会費集金・部活動助成金の報告
10 月 20 日	第 3 回	・各学年・委員会報告、本部および市 P 連報告 ・学校より報告 ・本部役員の推薦について
3 月 5 日	第 4 回	・各学年・委員会 年間活動報告 ・本部および市 P 連報告 ・学校より報告 ・各活動費仮払い精算

【定期総会】

5 月 15 日	第 1 回	・2022 年度 決算報告・会計監査報告 ・2023 年度 活動計画及び事業計画の承認 ・2023 年度 会計予算承認
2 月	第 2 回	紙面開催にて ・2024 年度 本部役員並びに会計監査委員の承認

【本 部】

4月	・市P連3役会議 ・入学式（来賓無しの為欠席） ・各クラス委員選出（司会進行） ・学年代表・各委員会 2 役選出（司会進行） ・周年祭 企画合わせ
5月	・入P連定期総会・新旧理事会 ・第1回運営委員会 開催 ・第1回定期総会 開催 ・市P連定期総会 ・周年祭 企画合わせ ・引継ぎ資料引き渡し ・体育祭受付、自転車整備、場内パトロール
6月	・PTA会費徴収 ・周年祭 企画合わせ ・市P連3役会議
7月	・第2回運営委員会 開催 ・PTA会費返金 ・市P連理事会
8月	・周年祭 企画合わせ ・広報工コンクール審査 ・防犯推進協議会 ・周年祭 ステージ打合せ
9月	・周年祭企画合わせ ・学校運営協議会 参加
10月	・周年祭 ステージ説明会 ・第3回運営委員会 開催 ・環境フェア出店 ・市P連3役会議 ・市P連理事会
11月	・周年祭 最終打合わせ ・周年事業
1月	・市P連理事会
2月	・新入学保護者説明会 ・役員等研修会 ・第4回運営委員会 開催 ・第2回定期総会 開催 ・市P連理事会
3月	・青少年健全育成講演会 ・第5回運営委員会 開催 ・卒業式（来賓無しの為欠席） ・本部会 新旧役員引継ぎ

*市P連＝ふじみ野市PTA連合会

※その他、印刷・会計処理等については省略

【学級代表委員会】

《1 学年》

5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会出席
7 月 18 日	第 2 回運営委員会出席
10 月 20 日	第 3 回運営委員会出席
3 月 5 日	第 4 回運営委員会出席
4 月 25 日	次年度委員決めの司会進行
5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会出席
7 月 18 日	第 2 回運営委員会出席
10 月 20 日	第 3 回運営委員会出席
3 月 5 日	第 4 回運営委員会出席
4 月 23 日	次年度委員決めの司会進行

《2 学年》

《3 学年》

5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会出席
7 月 18 日	第 2 回運営委員会出席
10 月 20 日	第 3 回運営委員会出席、卒業記念のコサージュを決定・発注
1 月 18 日	コサージュの検品作業、クラスごとにふりわけ
3 月 5 日	第 4 回運営委員会出席

【専門委員会】

《推薦委員会》

5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会出席 顔合わせ、本部役員声掛け・募集の仕方話し合い
7 月 18 日	第 2 回運営委員会出席、進行状況報告
9 月 11 日	本部役員（会長、副会長、書記、会計）を書面にて募集
10 月 20 日	第 3 回運営委員会出席、進行状況報告
2 月	定期総会紙面開催にて本部役員（会長、副会長、書記、会計）決定、承認
3 月 5 日	第 4 回運営委員会出席

《教育厚生委員会》

5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会出席
5 月 19 日	なの花学校給食センターへ給食試食会有無確認 教頭先生に日にちの確認
5 月 22 日	教頭先生から家庭教育学級についての資料を預かる 動画配信にて家庭教育学級についての内容確認 役割決めをし各担当に分かれて活動
5 月 27 日	体育祭自転車整備
6 月 8 日	家庭教育学級イベント打合せ、陶芸教室に決定 家庭教育学級担当市役所大良様へ連絡
7 月 8 日	人権教育研修会出席

7月18日	第2回運営委員会出席
7月24日	人権教育親子映画会出席
9月15日	陶芸教室お知らせ作成・配布
10月15日	陶芸教室参加者確認 中村先生へ参加人数の連絡
10月20日	第3回運営委員会出席
10月24日	陶芸教室開催、10名参加（12月14日に完成品配布）
11月3日	給食試食会打合せ
11月15日	給食試食会お知らせ作成、配布
11月28日	給食試食会参加人数確認
12月11日	なの花給食センターへ給食試食会費用支払い
1月18日	給食試食会開催
2月3日	人権講演会「知ってほしい、LGBTQのこと」出席
2月16日	花の木中学校保健委員会出席
3月5日	第4回運営委員会

《広報委員会》

5月15日	第1回運営委員会、総会出席 前期発行分打合せ （掲載ページ数・内容・ページ担当決定、印刷会社顔合わせ） 原稿素材依頼・レイアウト検討
5月27日	体育祭写真撮影・データ共有
6月1日	原稿作成（P3.4ページ）
6月7日	原稿作成（P1.2ページ）、原稿チェック・写真データまとめ 印刷会社へ入稿
6月20日	初校
6月27日	初校校正、初校戻し
6月28日	再校
7月5日	再校戻し
7月7日	校了
7月18日	第2回運営委員会出席 納品、配布、後期発行分打合せ（掲載ページ数・内容・ページ担当決定） 各自原稿作成
7月19日	PTA 広報誌コンクール提出
10月20日	第3回運営委員会出席
1月24日	原稿チェック・写真データまとめ 印刷会社へ入稿
2月6日	初校
2月13日	初校校正、初校戻し
2月20日	再校
2月27日	再校戻し・校了
3月5日	第4回運営委員会出席 納品、配布、近隣学校等への配布分仕分け

《育成委員会》

5 月 15 日	第 1 回運営委員会、総会、フラワーボランティア説明会出席
5 月 22 日	除草作業
5 月 27 日	体育祭での自転車整備・場内パトロール
6 月 5 日	除草作業
6 月 12 日	除草作業
6 月 19 日	除草作業
7 月 10 日	除草作業
7 月 18 日	第 2 回運営委員会出席
8 月 28 日	除草作業
9 月 11 日	除草作業
9 月 25 日	除草作業
10 月 16 日	除草作業
10 月 20 日	第 3 回運営委員会出席
	除草作業
10 月 23 日	除草作業
10 月 30 日	除草作業
11 月 6 日	除草作業
12 月 4 日	除草作業
12 月 5 日～ 8 日	あいさつ運動参加
1 月 22 日	除草作業
2 月 5 日	除草作業
2 月 19 日	除草作業
3 月 4 日	除草作業
3 月 5 日	第 4 回運営委員会出席
3 月 11 日	除草作業

2024年度 決算報告書

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考
前年度繰越金	1,285,553	1,285,553	0	前年度繰越金
会員会費	1,000,000	1,156,400	156,400	2500円(4月～3月分)×会員数
雑収入	5	1,994	1,989	預金利息等
合 計	2,285,558	2,443,947	158,389	

支出の部

(単位:円)

項 目		予算額	決算額	差引額	備 考
運 営 費	会議費	10,000	0	10,000	
	活動費	10,000	0	10,000	
	負担金	30,000	23,450	6,550	ふじみ野市PTA連合会
	安全互助会費	50,000	45,800	4,200	PTA安全互助会保険料
	慶弔費	50,000	5,000	45,000	
	出張費	5,000	0	5,000	
	備品費	30,000	0	30,000	
	事務消耗品費	40,000	26,882	13,118	文具、用紙、封筒、インク等
	参加記念品費	0	0	0	
	人件費	20,000	0	20,000	
雑費	2,000	2,242	-242	振込手数料等	
小 計		247,000	103,374	143,626	
活 動 費	学年費	0	0	0	
	教育厚生委員会	50,000	3,058	46,942	お礼菓子、お茶代等
	育成委員会	10,000	0	10,000	講師講演料、施設利用料等
	広報委員会	250,000	176,220	73,780	「みのり」印刷
	推薦委員会	5,000	0	5,000	
	周年実行委員会	500,000	685,981	-185,981	備品等活動費
	小 計	815,000	865,259	-50,259	
そ の 他	教育補助費	150,000	147,700	2,300	施設充実、環境美化、備品等購入費
	卒業記念品費	110,000	116,475	-6,475	卒業証書ファイル、文字金箔押し、コサージュ
	地域協働学校活動協力金	40,000	39,666	334	環境美化、備品購入等
	周年事業積立金	80,000	80,000	0	積立金へ繰り入れる
	部活動助成積立金	200,000	200,000	0	積立金へ繰り入れる
	備品購入積立金	30,000	30,000	0	積立金へ繰り入れる
小 計		610,000	613,841	-3,841	
予 備 費		613,558			
合 計		2,285,558	1,582,474	703,084	

2024年度総収入額	2,443,947 円
2024年度総支出額	1,582,474 円
差引額	861,473 円(次年度繰越金)

資産の部

(単位:円)

項 目		備考
周年事業積立金	112	2024年度 50周年事業実行
備品購入積立金	798,953	印刷機、コピー機等
部活動助成積立金	779,819	内規により運用する
資産合計	1,578,884	

2024年度 積立金決算書(単位:円)

【周年事業積立金】

項 目	決算額	備 考
繰越金	825,365	前年度より
積立金	80,000	本会計より繰り入れ
支出 活動費	888,879	舞台設営、大鍋用食材、保険、備品等
飲食費	15,000	実行委員昼食代
雑費	1,540	振込手数料
雑収入	166	預金利息
合 計	112	2025年度へ繰越金

【備品購入積立金】

項 目	決算額	備 考
繰越金	849,378	前年度より
積立金	30,000	本会計より繰り入れ
支出	0	印刷機部品交換等
	80,815	卒入幕等
雑収入	390	預金利息
合 計	798,953	2025年度へ繰越金

【部活動助成積立金】

項 目	決算額	備 考
繰越金	770,628	前年度より
積立金	200,000	本会計より繰り入れ
支出 助成金	130,000	各部活動10000円×13
大会出場祝い金	0	
遠征等補助金	61,160	
雑収入	351	預金利息
合 計	779,819	2025年度へ繰越金

上記の通りご報告いたします。

2025年 3 月 21 日

会 長	土屋健一郎	
会 計	伊志嶺 紗代	
会 計	入澤 晋也	
会 計	町田 博之	

監査結果報告書

2024年度花の木中学校PTAの収入・支出決算について、関係帳簿及び証拠書類を慎重に監査した結果、出納は克明に記録されており、適正に執行されていたことを認めます。

2025年 3 月 21 日

会計監査

横野 千里



会計監査

辻 智明



2025年度 活動趣旨（案）

2025年度の活動は規約・細則に基づき、なるべく少ない負担でより多くの成果が得られるよう効率的な活動をしていけるよう努めていきます。

子どもたちの成長を支える教育環境を整えることを目的としています。社会の変化に対応しながら、家庭と学校、地域が一体となり、子どもたちの健やかな未来を築く活動を推進します。また、多様な価値観を尊重しつつ、参加者全員が安心して交流できる場を提供し、共に成長し続ける活動を行います。

子どもたちが安心・安全に中学校で活動できる環境を保護者と教職員、地域の方々と築いていけるよう次の5項目を定めます。

1. 2025年度の細則に基づき運営する
2. 生徒の健全育成のための事業の開催
3. 教育環境の点検及び意見の集約
4. 部活動補助金の活用
5. 地域他団体との連携

2025年度 事業計画（案）

【本部】

1. 総会資料の作成 ※新規約、新細則の印刷、配布
2. 総会、運営委員会（必要に応じ）の開催、運営
3. ふじみ野市PTA連合会及び入間地区PTA連絡協議会への参加
4. 他団体との連携
5. 教育環境の点検、保護者からの意見の集約
6. 学校行事への協力
7. 全体の会計及び監査
8. その他この会の目的を達成する為の事業及び対応

【学級代表、学年長、委員長等の役職について】

1. 総会で承認された役員以外の役職者の方は、別途通知する方法にて選出され会長が委嘱いたします。各部署で責任者として本部と連携をとりながら事業を進めます。

【学級代表】各クラス1名

1. 学級担任と連携し必要に応じて学級PTAを開催する
2. 学級PTA開催時の運営
3. 次年度役員候補者の推薦委員への推薦
4. 学校イベント時における生徒の誘導、自転車誘導、場内パトロール等
5. 1・2年生学級代表は次年度委員決めの司会進行、3年生学級代表は卒業記念品準備
6. 制服バザーの準備と運営

〈学年長〉各学年の学級代表より1名

※学年費の使用は学年の教員と話し合った後に本部の承認を必要とします

1. 学級担任及び学級代表と連携して学年を取りまとめる
2. 学年を代表し運営委員会へ参加する
3. 学級での意見等の集約及び本部との連絡
4. 次年度役員候補者の取り纏め及び本部会への推薦

【推薦委員会】1・2年の各クラスより1名

1. 次年度役員候補者の本部会への推薦

2. 該当者への面談を行う場合の本部会への事前通知
3. 総会において次年度役員が定数承認されるまでの任期とする
4. 学校イベント時における生徒の誘導、自転車誘導、場内パトロール等

【教育厚生委員会】各クラスより1名

1. 本部と連携し家庭教育学級を開催する（対外事業への参加及び報告含む）
2. 本部と連携し給食試食会を開催する
（家庭教育学級および給食試食会開催に伴う外部機関との連絡調整）
3. 学校保健委員会への参加
4. 学校イベント時における生徒の誘導、自転車誘導、場内パトロール等
5. 講演会企画、開催

【広報委員会】各クラスより1名

1. 広報紙「みのり」の発行 年2回（カラー）
2. 「みのり」発行を通じて活動や学校行事を全会員に広報する
3. 広報紙発行に際して企画の段階から本部との連絡調整

【育成委員会】1・2年の各クラスより1名

1. 学区内防犯パトロール（防犯団体との連携によるパトロール活動への参加）
2. さわやかあいさつ運動の開催
3. 危険箇所、小さな事件の報告、情報の共有
4. 学校イベント時における生徒の誘導、自転車誘導、場内パトロール等
5. 講演会企画、開催

【お願い】

1. 全ての事業は準備の段階から会長またはPTA本部会の承認が必要です。
本部会には担当者がいます。不明な点や質問等は連絡を取り合い行動してください。
2. 前年度からの申し送り書のみで事業を進めないでください。

【総会】

1. 総会は年2回開催します。4月または5月頃に開催される総会は事業計画、予算を審議します。
2. 1月または2月頃に開催される総会は次年度の本部役員をします。

【本部会】

1. 総会にて選出された役員による会議を言います。規約に記載されている総会審議事項及び運営委員会審議事項以外の全ての事項について意思決定します。ただし、急を要する事項への対応は会長が判断し副会長への報告をもって対応する場合があります。

【運営委員会】

1. 規約に記載されている審議事項以外は本部会決定事項の報告の場となります。
また、必要に応じて会長や本部会からの諮問にお答えいただきます。
2. 年間を通じて日程をお知らせいたしますが、日程の変更や中止もあります。

【委員会、学年会等】

1. 必要に応じて各会議を開催します。結果を取りまとめ本部へ報告します。

2025 年度 一般会計予算（案）

収入の部

（単位：円）

項 目	2024 年度予算額	2025 年度予算額	備 考
前年度繰越金	1, 285, 553	861, 473	前年度繰越金
会員会費	1, 000, 000	1, 000, 000	2500 円×会員数 400 名
雑収入	5	5	預金利息等
合 計	2, 285, 558	1, 861, 478	

支出の部

（単位：円）

項 目		2024 年度予算額	2025 年度予算額	備 考
運 営 費	会議費	10, 000	10, 000	会議参加者お茶代等
	活動費	10, 000	10, 000	本部活動費・P連総会参加費
	負担金	30, 000	30, 000	入間地区P連、市P連負担金
	安全互助会費	50, 000	50, 000	P T A安全互助会保険料
	慶弔費	50, 000	50, 000	お香典、お祝い等
	出張費	5, 000	5, 000	交通費等
	備品費	30, 000	30, 000	備品購入、備品修繕
	事務消耗品費	40, 000	40, 000	用紙、封筒、インク代等
	参加記念品費	0	0	体育祭
	人件費	20, 000	20, 000	シルバー人材等
	雑費	2, 000	2, 000	振り込み手数料等
小 計		247, 000	247, 000	
活 動 費	学年費	0	0	
	教育厚生委員会	50, 000	50, 000	家庭教育学級・給食試食会開催等
	育成委員会	10, 000	10, 000	通学路安全確認パトロール等実施等
	広報委員会	250, 000	250, 000	みのり」印刷、年2回発行等
	推薦委員会	5, 000	5, 000	
	周年実行委員会	500, 000	0	
小 計		815, 000	315, 000	
そ の 他	教育補助費	150, 000	150, 000	施設充実、環境美化、備品等購入費
	卒業記念品費	110, 000	130, 000	卒業証書ファイル, コサージュ等
	地域協働学校活動協力金	40, 000	40, 000	
	周年事業積立金	80, 000	80, 000	特別会計へ繰り入れる
	部活動等助成積立金	200, 000	200, 000	特別会計へ繰り入れる
	備品購入積立金	30, 000	30, 000	特別会計へ繰り入れる
小 計		610, 000	630, 000	
予 備 費		613, 558	669, 478	
合 計		2, 285, 558	1, 861, 478	

資産の部・2025年3月31日現在残高

(単位：円)

項 目	2024 年度入金 (案)	2025 年度入金 (案)	備考
周年事業積立金	825,365	80,112	
備品購入積立金	849,378	828,958	印刷機、コピー機等
部活動等助成積立金	770,628	979,824	細則により運用する
資産合計	2,445,371	1,888,894	

※周年事業積立金は記念式典、記念事業に使用します 期日前に使用する場合は本部会、運営委員会の承認を必要とします ※備品購入積立金はP T A会議室内の印刷機等の修繕、新規購入費用です 5万円までの使用で急を要する場合は本部役員の決裁で執行できます ※部活動助成積立金は本部会内規により運営します。

2025年度 周年事業特別会計予算 (案)

収入の部

(単位：円)

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
周年事業積立金繰入金	825,365	112	
一般会計繰入金	80,000	80,000	一般会計より繰入
雑収入	0	0	預金利息等
合 計	905,365	80,112	

支出の部

(単位：円)

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
周年事業積立金	825,365	0	
合 計	0	80,112	

2025年度 備品購入特別会計予算 (案)

収入の部

(単位：円)

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
備品購入積立金繰入金	849,378	798,953	
一般会計繰入金	30,000	30,000	一般会計より繰入
雑収入	0	5	預金利息等
合 計	879,378	828,958	

支出の部

(単位：円)

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
備品購入費積立金	0	100,000	
合 計	0	100,000	

2025 年度 部活動等助成特別会計予算（案）

収入の部

（単位：円）

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
部活動等助成積立 金繰入金	770,628	779,819	部活動基金繰入金
一般会計繰入金	200,000	200,000	一般会計より繰入金
雑収入	0	5	預金利息等
合 計	970,628	979,824	

支出の部

（単位：円）

項 目	2024 年度予算 額	2025 年度予算 額	備 考
部活動等助成金	130,000	130,000	各部活動 10,000 円×13
大会出動祝い金	45,000	45,000	関東大会以上
遠征費補助	60,000	60,000	遠征費、大会参加費 関東大会 以上
合 計	235,000	235,000	

ふじみ野市立 花の木中学校PTA規約（案）

（名称および事務所）

第1条 この会は、埼玉県ふじみ野市立花の木中学校PTAと称し、事務所を花の木中学校内に置く。

（目的と活動）

第2条 この会は、保護者と教職員が主体となって、家庭、学校、社会での生徒の幸福と健全な成長の為に活動することを目的とする。

第3条 この会は、目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図る事業
2. 家庭教育学級、防犯活動、健全育成活動、広報活動等の開催
3. 入間地区PTA連絡協議会への参加
4. ふじみ野市PTA連合会への加盟、事業への参加及び関連する会議や行事への参加
5. その他必要な事業

（方針）

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育、福祉、安全等のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党、宗教等には一切関与しない、また、営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. その他目的達成の為に障害となる事項には協力や関与を行わない。

（会員）

第5条 この会は、本校生徒の保護者と教職員により構成される。

第6条 本校生徒の保護者は入会申込書を提出することにより、この会の会員となる。なお、入会は義務ではない。

会員は会費を納める義務を負う。ただし、会長が別に定める場合にはこの義務を免除することができる。

第7条 会員は、この規約の定めるところにより、すべての平等の義務と権利を有する。会員資格を有しない保護者及び生徒への対応は事業ごとに考慮する

（経理）

第8条 この会の経理は、下記のとおりとする。

1. 会費は、月額200円とし、会員が納入するものとする。
2. 寄付金およびその他の収入

第9条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査による監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（役員）

第12条 この会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1名
副会長	5名以内（P側 4名以内・T側 教頭先生）
書 記	3名（P側 2名・T側 1名）
会 計	3名（P側 2名・T側 1名）

役員は、会計監査を兼ねることはできない。なお、副会長・書記および会計については、正当な理由により会長が必要と認めた場合、本部会に諮り増員することができる。増員した場合は、次の運営委員会で報告する。

第13条 会長が必要と認めるときは、前条に規定するもののほか、臨時に顧問1名を会長自ら選出することができる。

顧問は、本校PTA会長の経験を有する者とし、PTA会員資格を要しない。

顧問は、本規約に規定するすべての会議に参加し意見を述べることができる。ただし、議決権を有さない。

第14条 役員は推薦委員会設置運営細則に基づき選出し、本部会にて審議し運営委員会へ報告の後、総会で承認を得るものとする。

第15条 役員の任期は当年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。但し、再任は妨げない。当

年4月1日より定期総会（4月～5月）までは引継ぎ期間とし、前年度役員と共同で職務を行う。

役員に欠員が生じた場合で補充を要する場合は推薦委員会設置運営細則に準じて選出を行い、本部会にて承認後、運営委員会に報告を行なう。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を掌握する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、総会および運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、関係

書類を保管する。また、会長の指示に従ってこの会の職務を行う。

4. 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

（会計監査）

第17条 この会の経理を監査するため2名以上（P側1名以上・T側1名）の会計監査を置く。会計

監査は推薦委員会設置運営細則に基づき選出し、その任期は役員の規定による。ただし、P側会計監査はPTA会員資格を要しない。

第18条 会計監査は、PTA活動を行なう際は、本部役員と同様の資格を有するものとする。ただし、PTA会員資格を有しない場合は、この限りではない。

(学級PTA)

第19条 学級PTAは、学級担任と保護者をもって組織する。

第20条 学級PTAの運営は、学級代表を中心とし、話し合いで行う。学級内で発生した問題により、P会員に説明を行う必要がある場合は、該当する学年の学級PTAが会長の指示によりその処務を行い、本部役員はその補助を行う。

(総会)

第21条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第23条 定期総会は、4月～5月と1月～3月に開催し、次の事業を行う。

1. 4月～5月総会は、次の事項を審議決定する。

①前年度活動報告・会計報告、当該年度の事業計画案・予算案、その他必要な事項

2. 1月～3月総会は、次の事項を審議決定する。

①次年度役員および会計監査の選出並びに承認・その他必要な事項

第24条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成により議決する。但し、委任による議決権の行使を妨げない。

第25条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときは、会長が召集し総会に準じて開催する。

(本部会)

第26条 本部会は総会で承認された本部役員をもって構成する。

第27条 本部会は総会議決事項の実行に際する審議及び委員会の掌握を行う。

(運営委員会)

第28条 運営委員会は、年度当初に本部会が決めた構成員および職員若干名をもって構成する。学級、各委員会との共通した情報を共有する為また本部会から諮問された案件への意見交換及び付託された審議案件を議決する。

第29条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があったとき会長が召集する。

(専門委員会)

第30条 次の専門委員会を置き、専門委員会ごとに担当する事業を行う。

1. 推薦委員会

①次年度本部役員候補者の本部会への推薦

②その他

2. 教育厚生委員会

①家庭教育学級の実施

②厚生に関する事業の実施

③その他

3. 広報委員会

①会報の編集、発行に関すること

②その他

4. 育成委員会

①学校、生徒、防犯、防災等に関する事業の実施

②その他

第31条 前条に定める専門委員会は、次のとおり構成する。

①推薦委員会は、1,2年生各学級1名を選出し、その任に当たる。

②教育厚生委員会は、各学級1名を選出し、その任に当たる。

③広報委員会は、各学級1名を選出し、その任に当たる。

④育成委員会は、1,2年生各学級1名を選出し、その任に当たる。

各専門委員会には、担当の本部役員及び若干名の職員が所属する。

専門委員長副委員長は、各専門委員の互選により選出する。各専門委員会には、書記、会計等の役員を置くことができる。

(会議)

第32条 総会以外のすべての会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。

第33条 校長は学校を代表し、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

(臨時委員会)

第34条 会長が必要と認めたときは、本部会の承認を得て臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の委員は会長がこれを委嘱し、運営委員会にて報告を行なう。

(規約の改正)

第35条 この規約は、総会で議決権の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。但し、委任による議決権の行使を妨げない。

改正案は、総会の1週間前までに全会員に通知しなければならない。

第36条 会長は本部会に諮り、会務を処理するために必要な細則を定めることができる。細則を定めた後、次の運営委員会及び総会に報告するものとする。

昭和51年4月一部改正 昭和56年4月一部改正 昭和61年4月一部改正 昭和63年4月一部改正 平成元年2月一部改正 平成5年4月一部改正 昭和63年4月一部改正 平成元年2月一部改正 平成5年4月一部改正 平成14年1月一部改正 平成17年1月一部改正 平成18年5月一部改正 平成27年1月一部改正 平成28年1月一部改正 平成29年1月一部改正 平成30年1月一部改正 令和2年5月一部改正 令和3年5月一部改正 令和4年1月一部改正

※推薦委員会設置運営細則

- 第1条 推薦委員会の構成と活動を明確にする為に規約第34条に基づき細則を定める。
- 第2条 推薦委員会は、PTAの中の一委員会であり活動、業務に特別な権限はない。
活動にあたっては、本部会と連絡を密にし情報を共有しながら人選を行う。
なお、立候補者及び推薦された者の情報の取り扱いには十分に注意すること。
- 第3条 推薦委員は、1・2年の各クラスから1名を選出して構成し委員の中から互選にて委員長、副委員長各1名を決める。
- 第4条 推薦委員会は毎年9月までに委員会を開催し次年度本部役員の立候補及び推薦の方法を協議する。
- 第5条 推薦委員会は、委員長、副委員長の単独によるものではなく委員全員で職務を遂行する。
- 第6条 安定したPTA活動が行えるよう立候補及び推薦をP会員に確認する前に現役員に次年度の役員継続を打診する。
- 第7条 役員が決しない場合はP会員に対して立候補及び推薦を書面にて通知する。
- 第8条 立候補及び推薦があった場合は遅滞なく本部会（会長、副会長またはT副会長）に報告を行う。
- 第9条 立候補者の報告を受けた本部会は人物についての資格、適正について審査を行う。
- 第10条 本部会は立候補者を適正と認めたときは推薦委員会に通達し、推薦委員会の長がこれを本該当者に報告する。ただし、この審査は、総会における採決を拘束するものではない。
- 第11条 立候補者を不適正とした場合は本人に対し会長が文章にて報告を行うが本人が立候補を取り下げない場合は、総会へ人事案件として上程し会員により審議を受ける。ただし、不適正とした理由が附則に掲げる資格・適正に反する事項による場合は総会への上程はされない。
- 第12条 立候補者が定数を超えた場合は推薦委員会が該当者に対しその旨を報告し、総会にて選挙を行う。選挙は総会出席者により記名方式にて行う。
ただし、委任状にて委任されているものは委任数を加算して投票することができる。
開票は投票後、別室にて会長もしくはP副会長1名、校長またはT会員本部役員1名、監査1名、推薦委員長または推薦委員1名の立会いにて即時行われる。
得票数、経過報告は一切行わず結果のみを総会に報告し決する。上位が同数の場合は会長もしくは副会長1名、校長またはT会員本部役員1名の話し合いにて決する。
- 第13条 立候補者は選挙前の指定された場所で最大3分間のスピーチを行うことができる。
- 第14条 事前の選挙運動や生徒を巻き込む告知等は一切を禁ずる。
- 第15条 被推薦者がいる場合は不足している役職を提示し該当者に対し依頼を行う。
- 第16条 前条の時点に於いて立候補及び推薦者が定数に不足している場合、推薦委員会は個別に適任者を選出し面談を行い本人の承諾を得て推薦を行なう。
- 第17条 被推薦者決定後は速やかに本部会（会長、副会長またはT副会長）に報告する
- 第18条 報告を受けた本部会は会議を開催し被推薦者の資格、適正を協議する。
結果は立候補者への対応に準ずる。
- 第19条 次年度の役員人事が本部会で決定後、総会にて承認された場合は直ちに次年度本部役員全員に就任受諾書に署名をお願いし全て回収し会長に提出する。
- 第20条 推薦委員会は前条の提出をもって解散するが次年度開始前に事情により欠員が生じた場合は欠員について補充が終わるまで任期とする。
- 第21条 T会員の次年度役員については、新年度開始日にT副会長（教頭）が本部会へ氏名、役職を報告し決する。
- 第22条 次年度P役員選出に関して問題が生じた場合は本部会と推薦委員会が責任を持って対応する。
- 第23条 会計監査委員は原則として前年度会計が今年度会計監査に就任する。可能でない場合、本校PTA本部役員もしくは本校学区内の小学校でPTA本部役員の経験のあるものが就任する。
ただし、該当者がいない場合で会長が許可した場合はこの限りではない。
- 附則 立候補者の資格及び適正について
資格：過去に本PTAに対し会費の未納がないこと。保護者としての権利があること。
その他。
適正：暴力団対策に関する全ての法律に反しないこと。
過去にPTAで除名等の処分を受けていないこと。
学校、生徒、住民に対し威圧、脅威を与える者でないこと。その他。
資格、適正について本部会が結論を出せない場合は本人に対して面談等を行う場合があります。出席されない場合は不適正としての対応をおこないます。
- 平成14年1月一部改正・平成24年5月一部改正・平成26年1月一部改正・平成27年1月一部改正
平成30年1月一部改正・令和3年5月一部改正

P T A内部文書及び外部文書保管細則

- 第1条 この会の文書保管期限を下記の通りとする。
- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 会員に対する通知文 | 保管 3 年 |
| 2. 外部に対する通知文 | 保管 3 年 |
| 3. 外部からの文章 | 保管 5 年 |
| 4. 会の運営に関わる文章 | 保管 5 年 |
| 5. 個人情報に関する文章 | 内容により 保管しない～4 年 |
| 6. 会計に関する資料 | 保管 5 年 |
| 7. 会の発行する広報誌 | 永久保管 |
| 8. 広報委員会が撮影した写真 | デジタルデータにして永久保管 |
| 9. 外部の発行する広報誌 | 保管 3 年 |
- 第2条 廃棄に関しては下記の通りとする。
前条5、6項は裁断処理。他は自治体の定める方法にて通常廃棄。
- 第3条 文章等の保管方法
1. 年度ごと、項目ごとにファイルを行いP T A会議室に保管する。
2. 個人情報を伴う文章の保管はP T A会議室内の鍵付の保管庫にて保管を行う。
- 第4条 この規定に定めのない場合で対応が必要な場合は会長決済または本部会にて協議の上執行する。

前項の書類のうちP T A入会申込書のみは当該生徒の卒業年度末を保管期間とし保管する。卒業年度の次年度中に当該申込書は裁断後廃棄する。

この細則は平成24年5月12日より施行する。

慶弔見舞金細則

- 第1条 この会の慶弔見舞金についてはこの細則による。
1. 死 亡 会員の本校生徒本人 5,000円
P、会員本人 5,000円
T会員の同居する父、母 5,000円
(配偶者の同居する父母は対象としない)
- 支給条件：P会員本人とは本校生徒の家庭(会費納入件数)の保護者(本会会員1名)を対象とする。
ただし、生徒の1親等にあたる本会会員の配偶者の場合は支給の対象とする(申請を必要とし本部会にて決する)。
2. 災害見舞 会員(火災、地震等) 5,000円
支給条件：① 一般的な火災保険の支払い対象となるような火災及び震災等に対して見舞金を送る。ただし、支給に際して本部会にて決する。
② 一度に多くの災害見舞いが発生した場合や災害が確認できない場合は本部会にて協議し、結果支給しない場合もある。
③ 災害見舞金の支給は1会員に付年度内1回限りとする。
- 第2条 転退職員に対して記念品を贈る。1,000円～5,000円の範囲で本部会にて決する。
- 第3条 その他、全条に該当なく慶弔の必要ある場合は、会長とP副会長の協議にて第1,2条に準じ決し総会決算書への記載をもって報告とする。

この規定は昭和50年7月10日より施行する。

昭和55年4月一部改正 昭和56年4月一部改正 昭和61年4月一部改正 昭和63年4月一部改正
平成2年4月一部改正 平成5年4月一部改正 平成7年5月一部改正 平成10年5月一部改正
平成14年1月一部改正 平成19年5月一部改正 平成24年5月一部改正

花の木中学校P T A旅費及び交際費細則

- 第1条 花の木中学校P T A役員並びに会員の出張及び交際費についてはこの細則による。
- 第2条 支給は会長または会計の了承を必要とする。
- 第3条 支給額は下記の通りとする。
- 【旅 費】
1. 交通費 出張場所までの最短及び最低金額の公共交通料金
※市内及び近隣市町への出張も上記に準ずる。
 2. 日 当 1日8,000円を限度とする。
※日当の支給は宿泊を伴う場合や遠方への視察等に限る。
※市内及び近隣市町での会議は支給しない。
※懇親会のみ参加への日当は支給しない。
 3. 宿泊料 事前に開催案内を検討し金額を本部会にて決する。
 4. 前項に該当なく旅費の支出が必要な場合は、会長の決済にて執行し本部会へ報告する。

【交際費】 1. ふじみ野市PTA連合会の主催する懇親会への参加費用（P、T）
 2. 入間地区PTA連絡協議会の主催する懇親会への参加費用（P、T）
 3. 会長が認めた他団体の主催する会費を伴う会合、懇親会等（P、T）
 4. 前項に該当なく交際費の支出が必要な場合は、会長の決済にて執行し運営委員会へ報告する。

この規程は昭和50年7月10日より施行する。
 平成24年5月一部改正

部活動助成金支給細則

第1条 花の木中学校の部活動への助成金の支給についてはこの細則による。
 第2条 部活動助成金の金額、添付書類については別表1のとおりとする。
 第3条 大会出場祝い金については必要書類を添付して本部会に請求する。

別表1

区 分		金 額	備 考
部活動助成金		10,000円	各部活動に支給
大会出場 祝い金 (団体)	関東大会及びそ れに準じる大会	10,000円	
	全国大会及びそ れに準じる大会	30,000円	
大会出場 祝い金 (個人)	関東大会及びそ れに準じる大会	2,000円	
	全国大会及びそ れに準じる大会	3,000円	
遠征費等補助		バスの利用について一大会につき10,000円を 限度に補助。 1部活につき年間30,000円を限度とする。 年間総限度額60,000円とする。	

この規程は平成29年4月1日より施行する。

平成31年4月1日一部改正 令和2年4月1日一部改正

※2025 年度 P T A 運営細則

第 1 条 規約第 3 6 条に基づき 2025 年度 P T A 運営細則を定める。

第 2 条 本細則は総会により承認されたときから 2026 年 3 月 31 日までその効力を有する。

第 3 条 規約第 3 0 条により設置される委員会（以下「委員会」という。）の運営について次のとおりこれを定める。

- ① 各学級はそれぞれの委員会の委員（以下「委員」という。）を選出する。
- ② 委員会は互選により委員長、副委員長（以下「役員」という。）を選出する。
- ③ 委員会ごとに担当する本部役員を定め、委員会への出席を求めることができる。
- ④ 運営委員会等の会議への参加は別に定めるとおりとする。
- ⑤ 各委員会の開催は役員又は P T A 会長が必要と認めたときに開催する。
- ⑥ 各委員会において決定した事項は第 3 号に定める本部役員を経て本部会へ報告をする。
- ⑦ 各委員会は、本部会の承認を受けたうえで 2025 年度事業計画に定める事業を行う。

第 4 条 本会の役員の職務、会議の種類、内容、参加者、議決等を次のとおり定める。

1. 総会

- ① 規約に基づき開催、審議される。ただし、規約第 2 4 条の委任状は出席とみなすと共に議決権一切の権利を他の者に委任できるものとする。
- ② 総会資料は開催案内と共に配布する。ただし、P T A 会長が認める場合は、開催時に出席者に配布し欠席者には総会終了から 3 ヶ月以内に結果と共に配布する。
- ③ 開催方法、定足数、議決等は規約に記載のとおりとする。
- ④ 規約第 2 5 条に規定する臨時総会の開催を要求する場合は、開催理由を具体的に記した書面に要求者全員が署名、押印をし、代表者が本部会に提出する。

2. 会長

- ① 会長は P T A を代表し会務を掌握する。
- ② 緊急を要する場合、会長は副会長と協議し、対応を決することが出来る。
- ③ 前号により決定した事項は、次に開催される本部会及び運営委員会に報告する。

3. 本部会

- ① 本部会は事業の実行について協議、審議を行う。
- ② 会長が必要と認める場合は、インターネットを利用した S N S 等により本部会を開催することができる。
- ③ 本部会での議決事項は次の運営委員会に報告を行う。
- ④ 多くの会員の意見を必要とすると議決した場合は運営委員会に諮問することができる。

4. 運営委員会

- ① 運営委員会は、規約に定める事項の議決を行う。また、本部会の決定事項の確認、本部会より諮問事項の協議、委員会の活動報告を行う。
- ② 年間予定表に基づき開催するが会長の判断により変更又は中止することが出来る。
- ③ 規約第 2 9 条に基づき開催を要求する場合は、開催理由を具体的に記した書面に要求者全員が署名、押印をし、代表者が本部会に提出する。
- ④ 欠席者でも委任状を提出することにより出席したものとみなす。

5. 委員会、学年会、学級会

- ① 必要に応じて委員長が召集する。
- ② 開催する場合は、日時、場所及び内容を事前に本部担当役員に通知する。
- ③ 学校施設等を利用する場合や学校行事との日程調整が必要な場合は、必ず事前に教職員である副会長に問い合わせること。
- ④ 各会は担当本部役員の同席を必要としない。
- ⑤ 活動内容については、年度末に活動報告書を本部会に提出すること。

第 8 条 P T A 全会議の議事録は P T A 会議室に保管し閲覧に供する。

第 9 条 総会、本部会、運営委員会の報告は必要に応じ要点のみを広報誌へ記載する。